

宮内庁書陵部所蔵『策彦周良等往来雑記』

岡本眞子
須田牧子

はじめに

天龍寺塔頭妙智院三世策彦周良（一五〇一—一七九）は、天文八年（一五三九）度船（以下、初渡）および同一六年度船（以下、再渡）の二度の遣明船に参加し、一度目は副使を、二度目は正使を務めたことで知られている。その入明に関する多くの史料は、住院であった妙智院に今日に至るまで伝来しており、おおよそ「策彦入明記録及送行書画類三二種」（以下、「三二種」）および「策彦入明記録及送行書画類一四種」（以下、「一四種」）の二群にまとめられて、その他の「策彦和尚行実」や「柯雨窓賛策彦周良像」とともに、京都国立博物館に寄託されている。¹⁾

こうした現蔵史料の多くは、策彦自筆の初渡時と再渡時の旅日記である『初渡集』と『再渡集』を筆頭に、日明関係史の根本史料として古くから利用されてきた。なかでも牧田諦亮氏は、『策彦入明記の研究』上（法蔵館、一九五五年）にそのほとんどを翻刻掲載しており、同書の刊行以後、現蔵史料の引用にあたっては、もっぱら牧田氏の成果が利用されてきたのだった。

だが、近年になって、同書所収の『戊子入明記』の脱落や乱丁が指摘されたり、冒頭部を除き同書に収録されていない『明国諸士送行』の翻

刻が試みられたり³⁾、『初渡集』全四巻のうち巻中について、朱書や字配りなど牧田氏の翻刻には表現されていない情報を反映した、より精緻な翻刻がなされたりと⁴⁾、牧田氏の成果をさらに進展させようとする動きも見られるようになってきた。これらはいずれも妙智院現蔵史料原本の調査にもとづくもので、今後もこの側面からの研究の展開が期待される。

一方で、現蔵のもの以外にも、少くない量の策彦周良の入明に関する史料が、かつて妙智院に所蔵されていたことも、明らかとなりつつある。その手がかりは、『寺社宝物展覧目録』や『天龍寺本寺並塔頭諸末寺所蔵稀書目録』など、主として近世に作成された調査記録に散見され、策彦将来の漢籍や再渡時に明側と交わした公文書など、今日原本の所在が明らかでない多くの物が、かつて同院に所蔵されていた事実をうかがい知ることができる。⁵⁾ これらは悉皆目録ではないため、旧蔵史料の全容を解明するのは極めてむずかしい。だが、それらに関する研究は、妙智院所蔵史料という、まとまった形で残された対外関係史料群を復元するのみならず、禅宗寺院所蔵史料の伝来過程の一端を解明することにも繋がり得る。

本稿で紹介する宮内庁書陵部所蔵『策彦周良等往来雑記』（以下、『雑記』）も、そうした往時の妙智院所蔵史料を垣間見ることのできる、近

表1 『策彦周良等往来雑記』 所収史料一覧

通し番号	題名	翻刻記号	現蔵	備考
1	妙智院書画目録	A		
2	謙齋記		○	「謙齋記」の写
3	[西山艸堂額字]	B		
4	怡齋策彦禪師像讚		○	「柯雨窓賛策彦周良像」の賛の写
5	[楮效良書状]		○	『明国諸士送行』3号文書の写
6	送副使策彦著宿婦国詩序		○	「送朝天客詩並序」序文の冒頭と末尾を抜粋した写
7	[鄧壁書状]		○	『明国諸士送行』8号文書の写
8	[駱邦翰書状]		○	『明国諸士送行』6号文書の写
9	[鄧壁書状]		○	『明国諸士送行』4号文書の写
10	竹斎読書図	C		東京国立博物館所蔵
11	三蘇図	D		
12	晩過西湖		○	「晩過西湖詩」の写
13	[花押影二点]		○	「妙智院宛書状」の大内義隆書状および三好長慶書状の花押の写
14	[衣錦榮婦詩 (前半)]		○	「衣錦榮婦序並詩」に記された10人の詩のうち前6人分の写
15	贈送臨川策彦叟正使周老大人婦国詩	E		『隣交徴書』にも収録
16	[衣錦榮婦詩 (後半)]		○	「衣錦榮婦序並詩」に記された10人の詩のうち後4人分の写
17	[蔡陽書状]		○	『明国諸士送行』7号文書の写
18	[范南岡書状]		○	『明国諸士送行』5号文書の写
19	贈怡齋禪師衣錦榮婦序		○	「衣錦榮婦序並詩」の序の部分の写
20	[王元章書]	F		
21	[定海県論]	G		『嘉靖公牘集』にも収録
22	[賞賜目録]	H		
23	[了庵桂悟書状]		○	『壬申入明記』所収文書の写
24	[策彦老師渡唐]	I		

・題名欄について、『雑記』中に原題のある場合は基本的にそれを用いた。原題のない場合は筆者がつけたが、原題と区別するため枠括弧 [] で括った。

・備考欄について、『明国諸士送行』所収文書の番号は、岡本真・須田牧子「天龍寺妙智院所蔵『明国諸士送行』」(『東京大学史料編纂所研究紀要』23、2013年)によった。

世の調査記録のひとつである。同書は『池底叢書』第七〇冊に収録されており、幕臣で国学者でもあった屋代弘賢(一七五八—一八四一)の旧蔵にかかる。内容は妙智院所蔵史料の一部を写したもので、詳細は表1に整理した。

成立の経緯

『雑記』成立の手がかりとなるのは、書中「謙齋記」の直後に「寛政丙辰秋七月六日写」とあり、また同書末尾に「右、本書若干通、蔵在京嵯峨妙智院／云、今繕写为一冊、備他日輪軒之一助、／寛政丁巳秋九月 近藤守重⁶⁾と記されている点である。これらの記述から、同書はその一部が寛政八年(一七九六)七月に写され、さらに残りの部分が筆写され、翌年九月までに現在の形となったものと判明する。

右の識語を記した幕臣近藤守重(一七七一—一八二九)は、寛政七年六月に長崎奉行手附出役となつて赴任し、同九年四月まで長崎に在勤した。その後江戸へ戻つて一二月に支配勘定となり、同日関東郡代附出役となつた⁷⁾。これを踏まえると、守重は、長崎から江戸へ向かう途次、京都で妙智院に立ち寄り、その所蔵史料を筆写したのであろう。長崎赴任中、通事家に所蔵されていた外交文書を筆写し、のちにそれを含む他の外交史料を集成して『外蕃通書』や『外蕃書翰』を編んだことなどからも明らかのように、守重は当代だけでなく過去の対外交渉にも並々ならぬ関心を寄せていた。『雑記』筆録の動

機も、この点に求めることができよう。

現蔵の収録史料

『雑記』に筆写された史料は、原本が今日妙智院に所蔵されている史料と、そうでないものと大別される。まず、前者について具体的に述べよう。

「謙斎記」は、再渡時に策彦が明人豊坊より得たもの。「一四種」に含まれる。

「怡齋策彦禪師像讚」は、明人柯雨窓が策彦周良像に著賛したもの。「三二種」にも「一四種」にも含まれないが、それらと同様に京都国立博物館に寄託されている。

「褚效良書状」・「鄧壁書状」二点・「駱邦翰書状」・「蔡陽書状」・「范南岡書状」は、いずれも現地で明人より送られた文書。『明国諸士送行』(「三二種」のうち)に収められている。

「送副使策彦著宿帰国詩序」は、「送朝天客詩並序」(「一四種」のうち)の魏瓊による序文の、冒頭と末尾のみを写したものである。原本には、序文のあとに王応鵬らの製した策彦の帰国に対する送行詩も記されているが、これらは『雑記』に写されていない。

「晩過西湖」は、策彦が作製した漢詩。「一四種」に含まれる。

花押影二点は、それぞれ大内義隆と三好長慶のもの。「三二種」のうち「妙智院宛書状」に、これらの据えられた文書が収録されている。その花押のみを写したものと考えられる。

「衣錦榮帰詩(前半)」・「衣錦榮帰詩(後半)」・「贈怡齋禪師衣錦榮帰序」は、すべて「一四種」のうち「衣錦榮帰序並詩」の一部。原本では「贈怡齋禪師衣錦榮帰序」・「贈怡齋禪師衣錦榮帰賦」・「衣錦榮帰詩(前半)」・「衣錦榮帰詩(後半)」の順に、ひと続きに書かれているが、『雑記』に

は「贈怡齋禪師衣錦榮帰賦」のみが収録されておらず、他の採録部分も順序通りではない。

「了庵桂悟書状」は、『壬申入明記』(「三二種」)中に収められている書状の一つ。同書は、了庵桂悟を正使とする永正度遣明船時に日本側から明側に提出した文書を冊子に書き上げたもので、策彦が使節を務めるにあたって参考としたものとみられる。本状はこのうち「菊月望後」(九月後半)に「礼部喬老爹」宛に出した書状にあたるが、文字の異同が多少あり、また『壬申入明記』にはある「喬ハ氏也」・「右東樵所誘也」の注記は略されている。三〇通以上にも上る『壬申入明記』の文書のなかで、なぜこれだけが書写されたのかは、はっきりしない。

以上の妙智院現蔵史料は、すでに原本にもとづいた翻刻が公刊されている。そのため、本稿では、かさねての翻刻は避けることとした。

現蔵でない収録史料

次に、原本が今日妙智院に所蔵されていないものについて説明したい。これに該当するものについては、後掲の通り、本稿で翻刻をおこなった。

妙智院書画目録

「妙智院書画目録」の性格は不明。『雑記』の冒頭に記されているが、同書中に写された書画類と全部は一致せず、それも本目録にはあるが写されていないというだけでなく、写されているが本目録にはないというものも多い。あるいは『雑記』筆録の際にすでに妙智院に所蔵されていたのかもしれないが、現在このような目録は知られない。

本目録所載の書画類のうち、「南遷柯雨窓策彦画像賛」(4)・「晩過西湖詩」(12)・「趙月川送別詩」(15)・「王元章書」(20)・「三蘇図」(11)・

「竹齋読書図」(10)の六点については、『雑記』に写されている(番号は表1の番号)。また、写されていないもののうち「野泉饒別図」(策彦帰朝図)として知られる)「誌別」・「衣錦榮帰図」は一四種、「策彦画像」・「怡齋」は三一種に属し、現蔵である。なお、目録には「衣錦榮帰図」・「怡齋」をまとめて一幅として、同じ作品かのように書き上げているが、現物を見る限り、両者は別物である。

「陶侑画虎」の陶侑は明代寧波の人。字は一山、虎を描くのに長じていたとい⁽⁸⁾う。現蔵は不明だが、谷文晁は寛政八年(一七九六)、妙智院で本図を展観している⁽⁹⁾。

「疏」・「輿地図」・「嶮谷山水」は不詳。「柯雨窓画」も何を指すのかわ不明。初渡時、策彦は柯雨窓から多くの書画を得ていることが『初渡集』に明らかであり、柯雨窓の絵というだけでは特定できない。

「賀及第文」の作者朱天球は嘉靖庚戌(二九、一五五〇)の進士。福建漳浦県の出身で、工部尚書に至った⁽¹⁰⁾。注記から嘉靖五六年に進士に及第した誰かを祝う文と読めるが、嘉靖は四五年までで、五六年はない。嘉靖丁巳は三六年であるから、三六年の誤りであろう。いずれにしろ天文一六年度遣明船以後に作成されたもので、策彦による請求ではない。現蔵は不明。

西山艸堂

「西山艸堂」は、寧波の文人方仕(字は梅厓、号は雲冠道人)の手になる額字。彼は永正度遣明船以来、遣明使節とたびたび交流した人物⁽¹¹⁾で、策彦とも親しく交流した様子が、『初渡集』の記述や「策彦帰朝図」(「四種」のうち)など他の妙智院現蔵史料から明らかである。

この額字については、『初渡集』嘉靖一八年閏七月二五日条に「俾梅厓書城西聯句外題・西山艸堂四大字・怡齋二大字」とあるため、策彦が

初渡時に得たものと知られる。『雑記』には原本に押されていた印三点も書写されているが、右上の「四明囚刀」は、「四明山人」の誤写であろう。同印は、「西山艸堂」と同じ時に書かれた「四明梅厓筆怡齋号」(「三一種」のうち)にも押されている。右下の印文は「宋名臣后」で、東京国立博物館所蔵の探幽縮図に収録された方仕款墨竹図にも同印の印影が写されている⁽¹²⁾。左下のものの印文は「某厓」で、「某」は「梅」の本字である。

竹齋読書図

「竹齋読書図」は、現東京国立博物館蔵の国宝。竹林中の廬で読書する人物が描かれた、伝周文筆の水墨画に、竺雲等連が序、江西龍派・心田清播・東沼周暉・瑞巖龍惺・希世靈彦が詩を寄せたもの⁽¹³⁾。ここでは、詩の部分のみ写されている。序によれば、文安四年(一四四七)、南禅寺の杲が竺雲のもとに持ってきた詩軸を「竹齋読書図」と名付け、序を付したという。妙智院に伝来した経緯は定かでないが、竺雲は妙智院の開山であり、その関係によるものか。

三蘇図

「三蘇図」は、三蘇(蘇洵とその子蘇軾および蘇轍の三人)を描いた図に付されていた賛を写したものと考えられる。ただし、翻刻を見ると明らかかなように全部を写してはおらず、四人の著賛者の、それぞれ賛の冒頭と末尾の署名のみを筆録し、その中間は省略している。二人目の劉紹は、字を子憲といい、緯蕭野人などと号し、洪武年間のはじめに翰林院奉となった人物⁽¹⁴⁾。四人目の胡隆成は、萍軒と号した山陰出身の人物で、即位前より洪武帝に仕え、長史にも任じられた⁽¹⁵⁾。一人目と三人目は不詳だが、署名からそれぞれ、浙江慈溪県と、四明すなわち寧波出身の人物

と判明する。「三蘇図」原本の現在の所在はわからず、妙智院に所蔵されるに至った経緯も不明だが、劉紹や胡隆成の活動時期からして、元末明初頃に著賛されたものと考えられる。

贈送臨川策彦叟正使周老大人帰国詩

「贈送臨川策彦叟正使周老大人帰国詩」は、嘉靖庚戌、すなわち再渡時の嘉靖二九年（一五五〇）の夏に、趙德馨（号は月川）が遣明正使の策彦に贈った送行詩。末尾には「青山緑水」「德章之章」などの印が押されているが、すべて德馨の印であろう。策彦ら一行は、同年五月中旬以降に帰国の途につくため、本詩はその直前のものと考えられる。

初渡時の策彦と趙德馨の交流は、「衣錦榮帰序並詩」に収められた德馨の詩や、『初渡集』に記された筆談などの様子から明らかである⁽¹⁶⁾。これに対し、再渡時に関しては、『再渡集』に德馨に関する記述が見いだせない。だが、本詩によって、この時も前回と同様親しく交歓したことが明らかになる。

なお、本詩の原本は現在のところ所在不明だが、天保九年（一八三八）成立の伊藤松編『隣交徴書』には、「真書妙智院蔵」という注記と共に同詩が収録されている。そのため、少なくとも同書が編まれた頃には、この趙德馨の送行詩はまだ妙智院に所蔵されていたことが明らかである。

王元章書

「王元章書」は、王元章の手になる、蘇軾の書を称えた文章。王元章は元末明初の画家。名は冕、元章は字。浙江諸暨県の出身。苦学して科擧をうけるも合格せず、諸方遊歴ののち、元末の内乱を避けて会稽の九里山に隠棲した。梅千本を植え梅花屋と称した⁽¹⁷⁾。墨梅を描くのを

得意とし、その作品のいくつかは日本にも伝来し、現存する⁽¹⁸⁾。

本書は、現在原本の所在が不明であり、どのような作品として実在したのか、どのような経緯で妙智院に伝来したのか、はつきりしない。

定海県論

「定海県論」は嘉靖二七年正月二三日付で、寧波の外港定海港を管轄する県の役人が策彦周良に向けて、軽々に動くことのないよう警告を發した文書。ここでは、台頭・平出などの字配りがそのまま再現されているほか、「定海県鑑」の正方印、「論」の下の花押などを写し取っており、文書形式を考える上でも貴重な史料である。

再渡時の遣明船は、嘉靖二六年六月頃、定海に到着したが、貢期や船隻数の違背などを理由に、寧波への入港を拒否され、定海沖の舟山列島の礮山に半年ほど滞在し、一〇年一貢の年限が満ちるのを待った。策彦らは同年の年末に、翌二七年正月三日過ぎには順風を待ち定海港に向かう旨を明側に通告した。対して明側は、遣明使節受け入れにつき朝廷の処断を待っている最中であることを理由に、しばらく待機し軽率に行動しないよう制止し、数か月にわたって、一刻も早く上陸したい遣明使節側と交渉を繰り返した。本文書は、この過程のなかで出された文書の一つである。策彦らが最終的に定海港に入るのは三月に入ってからのことであった。

なお以上の一連の動きは、『大明譜』・『再渡集』によっても知ることができるが、現在芳洲文庫に所蔵される一冊の冊子に写された、明側から通達された公文書群が、この間の具体的なやりとりを伝えている。この冊子は大庭脩氏によって紹介され、仮に『嘉靖公牘集』と名付けられたものである⁽¹⁹⁾。嘉靖二六年六月一〇日の定海知県の書から、嘉靖二九年五月一〇日の浙江市舶司の書まで計三〇通を収め、天文一六年度船にか

かる貴重な史料となっている。本文書も三番目に写されている。

この『嘉靖公牘集』は長らく、どこに所蔵されていた文書を、誰が写したもののかという基本的な性格が不明だったが、近年、妙智院に所蔵されていた文書の写である可能性が指摘された⁽²⁰⁾。本文書が『雜記』中に写されていることは、少なくとも同書に引き写された時点では、『嘉靖公牘集』所収文書の一部が妙智院に現存していたことを示し、この指摘を裏付けるものである。

賞賜目録

「賞賜目録」は、再渡時に使節の官員に対し下賜された銅銭の目録。遣明使節は、寧波に到着するとその一部が北京へ上り皇帝に拝謁し、帰路南京で進貢品の硫黄などへの対価を受け取ったのち寧波へ戻り、上京しなかつた者と合流して日本へ帰航した。この行程中、使節の官員は、朝貢に対する報賞として、北京では衣裳を、南京では銅銭を得るのを例とした⁽²¹⁾。本目録は銅銭の賜与の際に発給されたものと考えられる。ただし、再渡時の日記である『再渡集』は、嘉靖二八年八月九日に北京を発つて帰路についたのち、南京近郊に至る以前の九月三〇日で終わっており、本目録の発給時期を正確に知ることはできない。ただ、初渡時の経過日数（五月九日北京出発、七月三〇日銅銭受領）を考慮すると、嘉靖二八年一〇月下旬から一月上旬頃のものとして推定される。

内容に目を向けると、正使と副使は一万文ずつ、居座と土官は八千文ずつ、從僧と通事は五千文ずつ、それぞれ給賜され、これらとは別に献上した扇の対価として二万五千八百文が与えられたことがわかる。初渡時の給賜額については『初渡集』に記載があり、通事に関する言及こそないものの、正使以下從僧に至るまで、本目録と同様である⁽²²⁾。そのため、これらの額が、当該期の遣明使節へ下賜される銅銭の定量だったことが

うかがえる。

本目録で注目したいのは、再渡時の遣明使節の官員ほぼ全員の名が記されている点である。この時の使節の構成員をある程度網羅できるものとしてこれまで知られていたのは、『大明譜』（「三種」のうち）と『再渡集』の二点で、小葉田淳氏や牧田諱亮氏は主にこれらに依拠して基礎的な人物比定をおこなっている⁽²³⁾。だが前者には、それぞれの居座・土官が何号船に乗っていたのかといった情報や、用人衆や船頭など、この目録にない人物に関する言及が含まれる一方で、一部の居座やすべての從僧・通事についての記載がない。また後者には、官員以外にも含む多数の人物の行動が記されているものの、居座や土官など各人の役職が明らかでない場合が多い。また両者ともに呼称として別号がしばしば用いられており、人物の同定が容易でない。

これらに比し、本目録は、名前と役職以外の情報こそないものの、法体の場合は法諱、俗人の場合は実名で記されており、人物把握が容易である。そのため、これら三者を総合的に検討することにより、再渡時の官員の詳細を知ることができる（表2）。以下、目録に記載される人物を中心に、具体的に見てみたい。

正使として記される周良は、天龍寺妙智院の策彦周良、副使の寿文は、近江国慈光院の竺裔寿文。

居座として記される者のうち、等越と周泰は一号船居座。『大明譜』には、二号船以下各船の居座が書き立てられているが、一号船については言及がないことと、本目録に見える居座のうち等越と周泰以外は、後述のようにいずれも『大明譜』によって二号船以下各船の居座に比定されることから、明らかである。等越は、『再渡集』に「釣雲」という通称で記される、雪窓等越を指す。初渡時にも、やはり一号船居座として遣明使節に加わった。周泰は、『再渡集』に「江雲泰公」とも記されるが、

表2 「賞賜目録」記載人名の諸史料との比較

人名	役職(船号)	賞賜目録	大明譜	再渡集
策彦周良	正使	周良	正使都さかのてんりうし	余
竺裔寿文	副使	寿文	副使近江の慈光院	副使
雪窓等越	居座(一)	等越	—	釣雲
周泰	居座(一)	周泰	—	江雲泰公、泰首座
天初啓竺	居座(二)	啓竺	御小座継光院	継光庵
景順	居座(二)	景順	そへ小座山口慈眼院	慈眼院
即休周琳	居座(三)	周琳	居座しつきう	即休、周琳監寺
三英梵生	居座(三)	梵生	同生首座	三英生首座
仁叔崇恕	居座(四)	崇恕	小座しゆんしん	順心仁叔恕上司
吉見正頼	土官(一)	正頼	御土官吉見治部丞殿	吉見治部丞
杉隆宗	土官(一)	—	そへ御土官杉大蔵丞殿	杉大蔵丞古淡宗功禪定門
塩屋宗繁	土官(二)	宗繁	土官塩屋対馬守殿	二号土官塩屋対馬守
宗稟	土官(二)	宗稟	そへ土官幡磨の国円通寺■蔵主	稟蔵主
宗薫	土官(三)	宗薫	土官山口真如寺内宗くん	三号土官宗薫
宗演	土官(三)	宗演	そへ土官さかい吸江	三号吸江
玄叔	土官(四)	岩叔	土官玄しゆく	四号土官玄叔
球叔全琇	従僧	全琇	—	琇首座
景琉	従僧	景琉	—	琉蔵主
守漸	従僧	守漸	—	漸首座
仁溪禪恕	従僧	禪恕	—	實際
三正宗統	従僧	宗統	—	龍華統上司、三正統公
景轍宗鞠	従僧	宗鞠	—	景轍鞠上司
禪休	従僧	禪休	—	休首座
呉栄	通事	呉栄	—	通事呉栄、呉通事
鄭允	通事	鄭允	—	鄭通事(呉・鄭二通事)
呉貞	通事	呉貞	—	—
錢礼	通事	錢礼	—	—

・「—」は該当史料に記載がないことを示す。

・『大明譜』には、用人衆および船頭に関する記載もあるが、「賞賜目録」にはないため省略した。

・『再渡集』に見られる人物のうち、「賞賜目録」に記載のない人物は、基本的に省略した。また、目録に記載されている人物でも、表記が多種にわたる者については代表例を挙げるにとどめた。

「江雲」が道号なのか、それとも居所などに由来する通称なのかは明らかでない。

啓竺と景順は二号船居座。啓竺は、初渡時にも策彦に同行した天初啓竺。『初渡集』に「継光天初竺上司」とあることから、『大明譜』に見える二号船居座の「継光院」にあたると推定される。ただし、『再渡集』に「継光庵」とも記されるように、「継光」は博多聖福寺継光庵を指すと考えられる。啓竺はその住僧だったのであろう。景順は、『大明譜』の「山口慈眼院」にあたる人物。『萩藩閥閥録』や福岡市博物館所蔵文書には、彼の授受した文書が収められている。²⁴⁾

周琳と梵生は三号船居座。周琳は即休周琳。『大明譜』に見える「しつきう」にあたる。永正度遣明船の正使了庵桂悟の法嗣で、初渡時にも同職を務めた。なお、目録では「周林」となっているが、「周琳」の誤記であろう。梵生は、初渡時にも策彦に同行した三英梵生。『大明譜』には「生首座」と記されており、さらに「ふしみの人」との注記があるが、伏見蔵光庵の住僧である。²⁵⁾

崇恕は四号船居座で、初渡時にも遣明使節に加わった仁叔崇恕。『大明譜』に「しゆんしん」とあり、また『再渡集』に「順心仁叔恕上司」とあるのは、彼が博多聖福寺順心庵の住僧だったことに由来する。

土官として書き立てられた者のうち、正頼は一号船土官で、『大明譜』や『再渡集』に「吉見治部丞」と記される、大内氏奉行人の吉見正頼。初渡時にも同職を務めた。また、再渡のあと、天文二二年(一五五三)に、大内義長が派遣した遣明船に乗って朝鮮へ漂流した「日本国奉差山口大内殿使

臣正頼⁽²⁶⁾も同一人物と考えられる⁽²⁷⁾。なお、本目録には記載されていないが、『大明譜』には、一号船土官として正頼のほかに「杉大藏丞」も記載されており、天文年間に博多近辺で活動した杉大藏丞隆宗に比定される⁽²⁸⁾。彼に関しては『大明譜』に、渡航後寧波入港以前、譽山に留まっていた時に死去したとの記載がある。目録に記名されず、賞賜を得られなかったのは、このためであろう。

宗繁と宗稟は二号船土官。『再渡集』に「稟藏主」とあるのを考慮すると、『大明譜』に二号船土官として記載される「塩屋対馬守」と「幡磨の国円通寺藏主」のうち、後者が宗稟にあたると考えられる。

宗薫と宗演は三号船土官。前者は目録に「宗薫」と記されるが、『大明譜』に「山口真如寺内宗くん」、『再渡集』に「三号土官宗薫」とあることから、「宗薫」の誤記であろう。宗演は初渡時にも三号船土官として参加した人物。『大明譜』には「さかい吸江」、『再渡集』には「三号吸江」などと記されており、堺の僧だとわかる。吸江は居所に由来する通称と推定される。

玄叔は四号船土官。『大明譜』には「玄しゆく」、『再渡集』には「四号土官玄叔」とあるので、目録の「岩叔」は誤記であろう。

なお、以上から四号船以外には居座と土官がそれぞれ二名ずついることが確認されるが、『大明譜』には、二号船居座および一・三号船土官について、それぞれ正副の別が明記されている。ただ、「賞賜目録」や『再渡集』には、当時、居座と土官にそのような区別があった徴証は見いだせず、管見の限り他の遣明船関連史料にも、正副を分けて記載しているものは存在しない。だが、仮に『大明譜』の記すように各船の居座と土官に正副の別があるならば、同書に記載されない一号船居座については、明側の史料で遣明使節のおもだった者が列挙される際に、等越が挙げられ周泰の名がないことを踏まえ⁽²⁹⁾ると、前者が正官、後者が副官と

考えられる。また、三号船居座については、『大明譜』における表記の順序が周琳、梵生の順であることや、前述の通り、周琳は初渡時も居座だったのに対し、梵生はそれよりも下位の従僧だったことから、前者が正官、後者が副官と推察される。

従僧のうち、全琇は天龍寺華藏院の球叔全琇。禅想は、初渡時にも参加して、明人黄鳳鳴から「安国五葉院記」を得た仁溪禅想。『初渡集』には「實際恕公」と表記されているので、『再渡集』の「實際」は彼を指すと考えられる。なお、『初渡集』には「實際寺」とも表記されているので、「實際」は住寺の名称であろう。宗統は、博多商人神屋寿禎の子で、聖福寺龍華庵の三正宗統。彼もまた初渡時に参加している。宗輔は『再渡集』に「景轍鞆上司」などと記されているため、景轍宗輔と判明する。景疏、守漸、禅休については、それぞれ『再渡集』に「琉藏主・「漸首座」・「休首座」などと記されるが、詳細は不明である。

通事のうち呉栄は、初渡時にも一号船の通事として参加した。『初渡集』や『再渡集』によると、朝貢品の明側への受け渡しなど重要な場面に立ち会っていることがうかがえる。鄭允は、『再渡集』では「呉・鄭二通事」のように、呉栄とともに記される「鄭」にあたる人物であろう。永正度遣明船の通事鄭沢の一族の可能性もある。呉貞と銭礼については『再渡集』にも『大明譜』にも記載がなく詳細は不明だが、呉貞は呉栄の、銭礼は初渡時の通事銭詢の、それぞれ縁者と推察される。

策彦老師渡唐

「策彦老師渡唐」は、策彦の初渡時と再渡時の日程の簡単なメモ。五島から出発した日、中国のどこかに着岸した日と場所、寧波府城に入城した日、北京城に入った日、参内した日、北京を辞した日で構成される。初渡については、『初渡集』ならびに『一番渡唐』と一致している。再

渡については、『再渡集』・『二番渡唐』には記載のない寧波入城以前の分は『大明譜』に、以降の分は、おおむね『再渡集』・『二番渡唐』に一致するが、細字で後考として書きこまれているとおり、寧波府入城は嘉靖二十七年、北京入城は翌二十八年の誤りである。

本史料の原本は現在見当たらず、作成年も明らかではない。東京大学史料編纂所は一八八五年、妙智院で『初渡集』の影写を行なったが、このうち下巻の末尾にこのメモが写されており、この時点までは存在していたことが確認される。⁽³⁰⁾

【翻刻】

以下現蔵でない史料の書写部分につき、翻刻を掲げる。凡例は右の通り。

- ・各史料の冒頭にゴシック体で、表1に示した翻刻記号と史料名を付した。
- ・文字はおおむね常用字体に改め、読点・並列点を適宜加えた。
- ・改行はおおむね原体を尊重し、尊敬を表す台頭・平出・闕字は適宜存した。ただし、工文書は折紙で、開いた状態で写し取られている。そのため、文章が上下二段に分かれ、下段は文字が転倒しているが、翻刻では文字の転倒については表現しなかった。
- ・判読不能の文字は■で示した。抹消された文字は左傍に、を付し、挿入のため脇付された文字は文中に繰り込んだ。
- ・校訂注は□で示した。

A、妙智院書画目録

妙智院書画目録

陶伯画虎 一幅 疏 一幅

輿地図 一幅 野泉餞別図 一幅

南遷柯雨窓策彦画像賛 一幅

嶮谷山水 二幅 策彦画像徳雲賛 一幅

誌別二大字 礼部副任鹿亭包檳餞別図王諤 一幅

衣錦榮帰図柯雨窓賛 怡齋 梅屋書 一幅

柯雨窓画 一幅 晩過西湖詩 一幅

趙月川送別詩 一幅 王元章書 一幅

三蘇図 一幅 竹斎讀書図 一幅

賀及第文 一幅 嘉靖五十六年歲次丁巳仲夏既望、賜進士出身奉議大夫南京礼部精膳司郎中漳浦肖若朱天球書

B、西山艸堂

四明山刀雲冠道人書于宋臣

西

山

艸

堂

四明梅厓精舍某

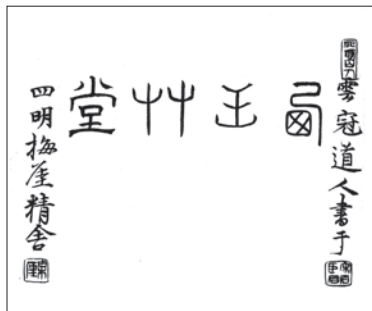
C、竹斎讀書図

置屋乱山荒竹中、論心此境与誰同、期人不至谿橋遠、手裏殘書讀欲終、真豚叟龍派

玉堂学士晩脱休官、掌上何書読半

殘、終古仙方除白髮、欲伝鴻宝事

劉安、



「西山艸堂」部分 (写真)

松花老衲清播

眼对凶經人白髮、海山風景思

悠悠、此身何日拉琴侶、蒼宿〔卷〕

花菴秋竹樓、

留月叟周曦

竹裏茅齋野趣深、攤終日独〔書、腕〕

披襟、賢才皆自草萊起、可有〔尊〕

青雲經嶋心、〔濟〕

蟬閣龍惺

面水好山皆可慮、唯多竹処称

吾廬、磨門非是厭佳客、日課〔居〕

猶愁欠読書、

村庵靈彦

D、三蘇函

三蘇函

蘇門父子、道德文章、華于一家、而

名聞于天下、——

慈溪客叟■桂德

富樓開■年——新城劉紹

奪婦有之差者唯——四明■新道〔城眉〕

世々文章——山陰胡隆成

E、贈送臨川策彦叟正使周老大人帰国詩

贈送

臨川策彦叟

正使周老大人帰

国詩

使星拱

極罄葵忠、

貢罷舟帰

海日東、万

里槽声

搖夜月、千

山帆影度

晴風、授来

符節酬

賓礼、

賜去袈裟

寵道躬、還抵

蓬萊仙子地、

莫忘柔遠

聖恩濃、

大明嘉靖庚戌夏月

四明七十四翁趙月川拜書

青山
之水
德章

F、王元章書

蘇長公、天資卓絶、

而於書法、深詣其妙、

莫言、沈着痛悟、大似

李北海、坡隻字片紙〔文〕

遺落人間、被可貴
重、其並爽不撓之氣
千載、而下備見之、欲
知公書者、熟味此洗、
当不逃至鑑矣、

元章王元

G、定海県論

定海県曉諭夷使周良
等、見蒙

明旨、転行

撫臺処分、本県已將汝

等急欲進港情由、通行

申達矣、

本臺見之、不日

撫臨地方、自有着落、若

不恭候処分、擅行輕動、

是先抗違

撫臺也、今日

撫臺承

旨而來、違

撫臺与違

旨何異、本県決非故飾欺詐

之詞、以為羈縻汝等之

計、試慎思之、母躁忽、故

論、

嘉靖式拾柒年正月十三日給
諭(花押)

定海

H、賞賜目錄

計開

賞賜日本国王源義晴差来到京并存留正使等官周良等正賞

式脱之
拾万肆千捌百文、

正使・副使各壹員、每員銅錢壹万文、共錢貳万文、

正使壹員周良 副使壹員寿文

居座・土官拾參員、每員銅錢捌千文、共錢壹拾万肆千文、

居座柒員等越 周泰景順 梵生 啓竺 周林琳 崇恕

土官陸員宗董燕 正頼 岩叔 宗稟 宗繁 宗演

從僧通・運事拾壹員名、每員名銅錢伍千文、共錢伍万伍千文、

從僧柒員全琇 景琉 守漸 禅恕 宗統 宗鞠 禅休

通事肆員吳榮 鄭允 吳貞 錢礼

正使等官周良等、自進過扇佃銅錢貳万伍千捌百文、

共計貳拾万四千八百文、

I、策彦老師渡唐

策彦老師渡唐

正使 副使 居座 土官 從僧

此外通事三、四、

一号船 二号船 三脱 号船

此外從船有之、

初渡 三十九歲

天文八年四月十九日、自

五島出船、

大唐嘉靖十八年
五月二日著岸于温州、

同廿二日入寧波府、

翌年三月二日入北京、

同七日参内、

五月朔日参内、

同二日参内、

同七日参内、領返書

同九日辞北京、下向、

右

再渡

天文十六年五月四日

自五島出船、(機)
大唐之内

七月二日着岸于奥山、

嘉靖廿八年、後考日記則嘉靖廿七年、

翌年三月十日入寧波府、

大唐嘉靖廿八年、
卯月十八日入北京、寅刻

同廿四日参内、

五月廿六日参内、五更、

同廿八日参内、寅刻、

七月廿一日参内、寅刻

同廿八日参内、寅刻、

同晦日参内、寅刻、

八月九日辞北京、下向、
右

おわりに

本稿では、近世の天龍寺妙智院所蔵史料調査により作成された宮内庁書陵部所蔵『策彦周良等往来雑記』について、内容の紹介と解説をおこない、あわせて同書収録史料のうち現蔵でないものを翻刻した。末筆ながら、翻刻のご許可を賜った宮内庁書陵部に感謝を申しあげる。

〔注〕

- (1) 伊川健二「戊子入明記」に描かれた遣明船(『古文書研究』五三、二〇〇一年。のち同『大航海時代の東アジア——日欧通航の歴史的前提——』吉川弘文館、二〇〇七年に再録)、須田牧子「妙智院所蔵『初渡集』卷中・解説」(中島榮章・伊藤幸司編『寧波と博多』汲古書院、二〇一三年)。
- (2) 伊川健二前掲論文。
- (3) 岡本真・須田牧子「天龍寺妙智院所蔵『明国諸士送行』」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二三、二〇一三年)。
- (4) 伊藤幸司・岡本弘道・須田牧子・中島榮章・西尾賢隆・橋本雄・山崎岳・米谷均「妙智院所蔵『初渡集』卷中・翻刻」(前掲注(1)中島・伊藤編書)。
- (5) 岡本真「目録からみた妙智院旧蔵策彦周良入明関係史料」(『東京大学日本史学研究室紀要別冊『中世政治社会論叢』東京大学大学院人文社会学系研究科・文学部日本史学研究室、二〇一三年)。
- (6) /は原文の改行を示す。また、読点は筆者が施した。
- (7) 「近藤重威勤書」(『近藤正齋全集』一「近藤守重事蹟考」、国書刊行会、一九〇五年)。
- (8) 『乾隆鄞県志』卷一八。
- (9) 「文晁過眼録(四)」『集古』壬子卷一、一九一三年)。
- (10) 『福建通志』卷四六。

- (11) 海老根聰郎「方梅厓——人と作品——」(『國華』一一五—一〇、二〇一〇年)。
- (12) 前注海老根聰郎論文三九頁。
- (13) 『禪林画賛』(毎日新聞社、一九八七年)二四八—二五三頁。
- (14) 『雍正江西通志』卷八四。
- (15) 『新安文獻志』先賢事略・下。
- (16) 嘉靖一八年閏七月五日条、同八月二一日条。
- (17) 『万曆紹興府志』卷四三。
- (18) 正木美術館・京都国立博物館など。東京大学東洋文化研究所データベース「中国絵画所在情報」による。
- (19) 大庭脩「芳洲文庫の『嘉靖公牘集』について」(『関西大学東西学術研究紀要』一〇、一九七七年)。
- (20) 岡本真「目録からみた妙智院旧藏策彦周良入明関係史料」(前掲)六六頁。
- (21) ただし、策彦らの渡海した頃には、日本の使節の南京入城は許可されていなかった。そのため、初渡時には南京城外の龍江駅で銅銭を受領しており(『初渡集』嘉靖二九年七月三〇日条)、再渡時も同様だったことが推察される。
- (22) 『初渡集』嘉靖一十九年七月三〇日条。
- (23) 小葉田淳「中世日支通交貿易史の研究」(刀江書院、一九四一年)一八〇—一八一頁、牧田諦亮「策彦入明記の研究」下(法蔵館、一九五九年)八六頁。
- (24) 「永禄三年十二月十二日毛利隆元書状」(『萩藩閥閥録』卷六八・三隅勘右衛門)は慈眼院景順宛であり、「永禄七年閏一二月二〇日景順言上状」(福岡市博物館所蔵「長門慈眼院文書」四号、文書番号は福岡市史編集委員会編『新修福岡市史』資料編中世一、福岡市、二〇一〇年による)には景順が慈眼院を寿芳蔵主に譲る旨が記されている。
- (25) 「天文二〇年カ」開山国師二百年諱奉加帳」(『天龍寺文書』六三二号、文書番号は原田正俊編『天龍寺文書の研究』思文閣出版、二〇一一年による)。
- (26) 『明宗実録』八年六月丁亥条。
- (27) 須田牧子「大内氏の外交と室町政権」(川岡勉・古賀信幸編『日本中世の西国社会三 西国の文化と外交』清文堂出版、二〇一一年)六九—七〇頁。
- (28) 「天文六年一〇月一〇日」杉隆宗奉納和歌懐紙」(『菅崎宮文書』四一八号、文書番号は前掲『新修福岡市史』による)、「天文一一年四月二六日杉隆宗奉書」(『田村文書』八一号、同)、「天文一六年八月一〇日行吉生信正税米算用状」(『石清水文書』五七六号、文書番号は『大日本古文書 石清水文書』による)など。
- (29) 『覽餘雜集』嘉靖二七年四月六日付上奏文、「明国諸士送行」一号文書など。
- (30) 須田牧子「妙智院所蔵『初渡集』卷中・解題」(前掲)三八二頁。
- 〔付記〕本稿は「中近世の外交遺産の蓄積と流通」(科学研究費補助金・若手研究(B)研究代表者須田牧子)の研究成果の一部である。